

大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を
改正する規程のあらまし

- 1 藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴い、所要の経過措置を定めます。
- 2 この規程は、令和3年4月1日から施行します。